

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和4年3月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から24までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

【○×問題】

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
()
2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。
()
3. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告する必要がある。
()
4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。
()
5. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
()
6. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。
()
7. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。
()
8. 事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。
()

9. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
()
10. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
()
11. 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。
()
12. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
()
13. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
()
14. 道路運送法関係法令では、事業者は旅客に対して公平かつ懇切な取扱いをしなければならないと規定されていますが、旅客以外の公衆に対する取扱いは定められていない。
()
15. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
()
16. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。
()
17. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
()
18. 事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。
()

19. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。

()

20. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の平均速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、この記録を一年間保存しなければならない。

()

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等について記録するとともに、その記録を3年間保存しなければならない。

()

22. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

()

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

()

24. 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

()

【選択問題】

II. 次の各文中の () の部分にあてはまる語句を下から選び、() 内に記号を記入しなさい。

25. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の () を受けなければならない。

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

26. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、() を国土交通大臣に届け出なければならない。

ア. 事業計画変更届 イ. 運行計画変更届 ウ. 業務計画変更届

27. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、() に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

ア. 運行管理規程 イ. 就業規則 ウ. 事業計画

28. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（ ）結果を生ずる競争をしてはならない。

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

29. 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

ア. 乗務員 イ. 旅客 ウ. 車両

30. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ ）保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

ア. 常時有効に イ. 運行管理者が ウ. 乗務員が

31. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ ）選任しておかななければならない。

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 随時

32. 旅客自動車運送事業者は、（ ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

ア. 六十歳 イ. 六十五歳 ウ. 七十歳

33. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

III. 下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 営業区域の変更 | () |
| ② 営業所の位置の変更 | () |
| ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 | () |
| ④ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 | () |
| ⑤ 主たる事務所の位置の変更 | () |
| ⑥ 休憩仮眠施設の規模の変更 | () |
| ⑦ 事業休止の再開 | () |